

請負代金内訳書への法定福利費の明示について

社会保険等加入促進対策

令和2年10月1日以降に契約を締結する島根県が発注する建設工事において原則、契約時に発注者へ提出する**請負代金内訳書へ法定福利費を個別に明示することが義務づけられます。**

法定福利費の明示とは？

社会保険加入の原資となる請負金額に含まれる「法定福利費」について受発注者間の契約時に明らかにすることにより、重層下請構造となっている建設工事の個々の請負契約に法定福利費を適切に反映させていくことを目的としています。

島根県側の対応について…

島根県が発注時に見積もった法定福利費については各県土整備事務所等にて閲覧可能な金入り設計書において個別に明示し公表されます（令和2年7月1日～順次対応※一部非対応の工事あり）。発注者は受注者より提示された法定福利費が発注者側の想定額と著しい乖離がないかチェックをします。

法定福利費の算出方法は…

法定福利費の算出方法には以下の4つの方法があります。

1. 法定福利費＝労務費×社会保険料率

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険料率を乗じて計算しますが、個々の工事の見積もりでは労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額のうち、『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料率を乗じて算出することが一般的です。

2. 法定福利費＝労務費(請負金額×労災保険法における労務費率)×社会保険料率

建設事業では数次の請負による施工も多く、労働者への賃金総額の正確な算定が困難な場合は、請負金額に対する賃金総額の割合(労務費率)を用いて、労災保険料を計算することができます。

3. 法定福利費＝工事費×工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

4. 法定福利費＝工事数量×数量あたりの平均的な法定福利費

自社の施工実績に基づくデータ等から工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも可能です。この方法は性質上ある程度定型化した、工事費の増減や数量の増減が労務費と比例する工事について使用することが適当です。

見積もり方法が知りたい…

国土交通省より見積書の作成手順等が示されていますので、参考にしてください。

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

また、専門工事業団体が作成した標準見積書を活用して見積書を作成することができます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(改訂版)」

<https://www.mlit.go.jp/common/001140397.pdf>

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 電話：0852-22-5388

島根県土木部技術管理課 電話：0852-22-5941

島根県 HP https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第6282号

